

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：三田市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	81.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	82.0%
全職員	67.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	95.0%
本庁課長相当職	97.1%
本庁課長補佐相当職	-
本庁係長相当職	95.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.3%
31～35年	93.3%
26～30年	93.0%
21～25年	92.7%
16～20年	90.0%
11～15年	90.2%
6～10年	89.0%
1～5年	89.7%

【説明欄】

- 三田市職員の年齢構成として、1990年代の人口急増期に多くの職員を採用したことにより、46～55歳の職員の構成割合が高く、また男性が多いため、全体で比較すると相対的に給与の高い職員に男性が多くなっている。
- 相対的に給与水準が低い会計年度任用職員のうち、約75%が女性であり、全職員で比較すると男女の給与の差異が大きくなっている。
- 扶養手当の受給者のうち、男性が占める割合は約94%となっており、差異が生じる要因の一つとなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。